

本市の対応状況について

| 区 分 | 対 策 | 市の対応状況（7月27日時点） | 今後の市の対応 | 国・県の主な対応・要請等 |
|---------|--|--|--|--|
| 体制強化 | <ul style="list-style-type: none"> 保健医療部門の増員 拡大対策本部の設置 | <p>（現在の対応状況）</p> <p>(1) 保健医療部門の増員 2020年4月1日以降、計8回、延べ147人の人事異動（事務従事含む）</p> <p>【現在の増員状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染対策局を新設：安全統括室9名、広報相談室10名（内、総合相談ダイヤル関係6名） あかし保健所副所長（医師）を1名増員 保健師の増員：保健予防課1名、健康推進課1名 福祉部門の体制強化：福祉局1名、社会福祉協議会2名 他（事務従事等による応援体制など）：特別定額給付金関係（9名）、社会福祉協議会関係（5名）、生活再建相談事業（2名）、地域総合支援・施設指導・監視関係（4名）、教育委員会関係（1名）、サポート利用券（発行4名、集計4名）、ひとり親世帯臨時特別給付金・給付型奨学金関係（8名）、3割お得商品券関係（3名）、養育費立替関係（1名） <p>(2) 拡大対策本部会議の開催（4回） 3月9日（月）、3月24日（火）、4月10日（金）、5月19日（火）</p> | <p>（今後実施する項目・課題等）</p> <p>(1) 保健医療部門等の増員 感染対策局や緊急対策事業に要する人員について、必要に応じた職員の配置を行う。</p> <p>(2) 拡大対策本部会議の開催 第5回：7月30日（木） 今後も感染状況と社会情勢に応じて開催する。</p> | <p>○組織体制の整備（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症等対策室を設置し、感染症対策を統括する機能を強化 |
| 相談・情報提供 | <p>(1) 相談ダイヤルの設置</p> <p>①新型コロナウイルスに対する様々な相談窓口として、「総合相談ダイヤル」を設置（078-918-5090） 平日：9～17時対応</p> <p>②感染症に関する相談窓口として、「感染したかもダイヤル」を設置（078-918-5439） 毎日：9～20時対応 上記以外は078-912-1111</p> <p>③生活上の不便・不安を抱える高齢者・障害者やその家族・近隣住民からの相談窓口として、「高齢・障害相談ダイヤル」を設置（078-924-9162） 平日：9～20時 土日祝：9～17時</p> <p>④仕事、経営や消費生活に関する相談窓口として</p> | <p>（現在の対応状況）</p> <p>(1) 相談窓口の対応（相談件数）</p> <p>①総合相談ダイヤル（あかし保健所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員4人による相談体制 延べ相談数（電話）：6,259件（7/27受付分迄） 延べ相談数（市民情報ひろば）：180件（最終） <p>②感染したかもダイヤル（あかし保健所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師等4～6人による相談体制 延べ相談数：10,119件（7/27受付分まで） <p>③高齢・障害ダイヤル（明石社会福祉協議会・地域総合支援センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉、介護、医療の専門職による電話相談、訪問対応 延べ相談件数：574件（7/27受付分まで） <p>④緊急法律相談ダイヤル（市役所）（4/21～5/15まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁護士職員による電話相談 延べ相談件数：15件（最終） <p>(2) 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページによる情報発信 「明石市独自の支援策」を更新 手話解説動画（5/15～公開）を配信 4月1日号以降、毎号の広報あかしによる情報発信 全自治会・町内会の掲示板に、広報あかし（4月15日号）の掲示を依頼 | <p>（今後実施する項目・課題等）</p> <p>(1) 相談窓口の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 各相談ダイヤルを継続する。 <p>(2) 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、市ホームページ・広報あかし・ツイッター・フェイスブック・明石ケーブルテレビなどを活用し、情報発信を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置（国・県） 心のケア相談（県） 県精神保健福祉センター 在留外国人等に対する多言語での生活相談（県） ひょうご多文化共生総合相談センターにおいて週末相談を含む11言語にて対応 |

本市の対応状況について

| 区 分 | 対 策 | 市の対応状況（7月27日時点） | 今後の市の対応 | 国・県の主な対応・要請等 |
|-----------|---|--|--|---|
| | <p>「緊急法律相談ダイヤル」を設置（5/15 終了）</p> <p>(2) 市ホームページ、広報あかし、SNS、青色パトロール、防災行政無線等を活用した情報提供</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・JR各駅のラックに広報あかしを設置（4/15号～5/15号） ・専用ダイヤルの周知のための、ちらし、ポスターの配布（手話通訳を利用する聴覚障害者向けチラシ・FAX相談用紙（59件）を5/19 発送） (3) 市民向け情報拠点「市民情報ひろば」の開設（6/1～7/15） ・日々更新される感染対策や生活支援の情報を集約して提供し、市民が抱える様々な疑問、不安や悩みに応える最新情報の発信拠点をあかし市民広場に開設 ・パネル展示、大型ビジョン上映、相談コーナーや除菌液配布コーナーを設置 | | |
| 検査・医療提供体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症病床をはじめ専用の入院病床確保 ・帰国者・接触者外来の設置、支援 ・医師会、市民病院、民間医療機関との連携 | <p>(現在の対応状況)</p> <p>(1) PCR検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4/5から、あかし保健所でPCR検体検査を実施。（最大60検体） ・5/4から、1日あたりの検査数を最大18検体から60検体に拡充（PCR検査機器の2台増設（合計3台）及び検査員3名増員（最大5名体制）） ・厚生労働省の検査承認を受け、鼻咽頭ぬぐい液に加え、唾液を用いたPCR検査を実施 ・検査実績（累計）：県内24,011件（陽性：1,026件）（7/27時点） 市内1,453件（陽性：30件）（7/28時点） （入院中5名、退院23名、死亡2名）（7/28時点） <p>(2) 医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4/14 帰国者・接触者外来を1か所増設（合計4か所） ・市内医療機関において、感染症病床38床を確保し中軽症者を受け入れ ・重症者については、県の新型コロナウイルス入院コーディネートセンターと調整の上、県立加古川医療センターで受け入れ ・入院後の無症状者や軽症者の療養に県が運用する宿泊施設を活用 ・上記医療機関に対する物資支援（マスク、ガウン及びアルコール消毒液の提供、外来用テント貸し出し（1式）） | <p>(今後実施する項目・課題等)</p> <p>(1) PCR検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、濃厚接触者には速やかに検査を実施するとともに、感染リスクの高い無症状者に対しても検査を活用 <p>(2) 医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内医療機関の協力により発熱者等に対応する外来の設置 ・感染症病床の運営にかかる医療従事者の増員や、設備・資材等の整備 ・入院病床のさらなる確保及び県との連携により、患者の重症度合いに応じたスムーズな入院体制の構築 ・医療機関に対する物資支援を継続 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療体制（県） ・入院体制の強化 感染拡大期1に移行したことから、重症対応90床、中軽症対応410床の計500床体制を早急に構築する。 ・新規患者数に応じて、フェーズごとに対応を強化 ・帰国者・接触者外来医療機関の設置（65機関）（県） ・新型コロナウイルス入院コーディネートセンターの設置（県） 患者の状態に応じ、適切な入院調整を行う。 ○ 無症状者や軽症者への対応（県） ・入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。 ○ 検査体制の強化（県） ・2,500件/1日のPCR検査数を確保する。 ・濃厚接触者のうち、無症状者や希望する妊婦にも検査を実施し、対象を拡大する。 ・クラスターの発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外も幅広く関係者を対象として検査を実施 ・抗原検査：救急患者の早期診断に活用するなど、状況に応じてPCR検査と併用して実施する。 ・抗体検査：神戸大学と協力して研究を進める。 |
| 市の備蓄物資の提供 | 医療用マスク、アルコール消毒液等の配布・確保 | <p>(現在の対応状況)</p> <p>(1) マスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療用N95マスク（当初備蓄数：2,000枚、残数1,967枚） 帰国者・接触者外来の感染症病棟用として提供 ②サージカルマスク（当初備蓄数：500,000枚、残数：474,900枚） 帰国者・接触者外来及び保健所が支援を必要と判断する医療機関等に提供 ③布マスクを製造（製造実績：61,370枚） <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、高齢者福祉施設等の職員、保育施設、放課後児童クラブ、乳児 | <p>(今後実施する項目・課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の必要物資の充足状況を把握し、医療機関で確保が難しい物資を中心に、引き続き確保に努める。 ・マスク、消毒液等については、引き続き必要に応じて提供していく。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ マスク対策（国） ①マスクの転売防止対策 国民生活安定緊急措置法施行令を改正 ②布製マスクの配布 国が布製マスク2000万枚を一括購入し、地方公共団体の協力も得て、介護施設等に一人1枚を配布 妊婦を対象に、妊娠届出時等に5枚を配布 ③医療用マスクの安定供給 |

本市の対応状況について

| 区 分 | 対 策 | 市の対応状況（7月27日時点） | 今後の市の対応 | 国・県の主な対応・要請等 |
|---------|---|--|--|---|
| | | <p>院や児童養護施設の職員等に対して提供</p> <p>(2) 消毒液・除菌液</p> <p>①アルコール消毒液（当初備蓄数：2800、残数3130） 帰国者・接触者外来及び保健所が支援を必要と判断する医療機関に提供</p> <p>②代用品（除菌・衛生剤） アルコール除菌液5120を確保し、市内各施設に配布</p> <p>③市内酒造メーカーが製造した手指消毒に使用できる高濃度エタノール製品の購入、高齢者福祉施設、障害者施設等への情報提供 厚労省の特例措置を受けて、市内の酒造メーカー3社が手指消毒エタノールの代替品を製造、販売を開始</p> <p>④弱酸性次亜塩素酸水（消防局で生成） ・本庁舎や各コミセン及び市民情報ひろばにて、市内在住・在勤者に無料で配布（5/7～6/30 総配布実績：10,413人） ※施設等の消毒用としては、次亜塩素酸ナトリウムを推奨。入手できない場合は弱酸性次亜塩素酸水を提供</p> <p>(3) 防護服（当初備蓄数：1,324着、残数1,731着） ・帰国者・接触者外来及び保健所が支援を必要と判断する医療機関等に提供 ・帰国者・接触者外来等で大量に使用する使い捨てのビニール製ガウンについて、市内企業に製造を依頼し、必要数を確保</p> <p>(4) 寄贈 ・事業者や個人より物資寄付を受付（N95マスク627枚、サージカルマスク23,500枚、一般用マスク139,100枚等） ・無錫市から支援物資の寄贈（サージカルマスク20,000枚、防護服500着）</p> | | <p>国が1500万枚を購入し、地方公共団体等を経由して、必要な医療機関に優先配布・国備蓄マスク（8万6千枚）を県内感染症医療機関に優先配布（15病院、2団体）</p> <p>④マスクメーカーに対する更なる増産支援 国内市場へのマスク供給量の一層の積み増し 補助率：中小企業3/4、大企業2/3</p> <p>○医療用マスク・防護服等の確保（県） ・県全体の医療機関において、マスクは5月末、防護服は6月上旬時点で、概ね3か月分に相当する分を確保 ・県において、さらに概ね6か月分の使用相当量を医療機関に代わり保管</p> |
| 重症化予防対策 | 重症化しやすい高齢者、基礎疾患を持つ人、その家族を念頭に正確な情報を伝え、感染症対策の徹底を図り、重症化を予防する ・生活上の不便・不安を抱える高齢者・障害者やその家族・近隣住民からの相談窓口として、「高齢・障害相談ダイヤル」を設置（078-924-9162） | <p>（現在の対応状況）</p> <p>(1) 高齢者福祉施設等に対する巡回指導（5/27完了） ・保健所と高齢者対策担当部署等が連携し、福祉職員等が市内141か所の（通所・入所）施設を巡回し感染症対策を指導 ・3/9より1巡目の巡回を開始。感染予防策の現状確認と予防啓発チラシの配布を実施 ・3/24より2巡目の巡回を開始。下記の3点をポイントとして実施</p> <p>①予防強化（施設内の禁煙対策の徹底、入所施設の利用者以外への入室に注意するよう啓発） ②施設職員用に布製マスクを配布 ③1巡目で聞き取った他施設の取組状況を配布し、施設間の情報共有を図る ・5/11より3巡目の巡回を開始。利用者へのサービス提供等施設の運営状況</p> | <p>（今後実施する項目・課題等）</p> <p>(1) 引き続き、必要に応じて高齢者・障害者福祉施設等に対して、感染症対策を確認・指導する。 (2) 相談内容を庁内関係部署で情報共有し、施設運営のバックアップに努める。</p> | <p>○高齢者施設・障害者施設等（県） ・感染拡大防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請 ・面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、直接対面を避けることを要請 ・今後は高齢者施設・障害者施設等において、概ね2か月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、次なる波に備え、さらに概ね2か月分の使用量相当を県において保管</p> <p>・高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感</p> |

本市の対応状況について

| 区 分 | 対 策 | 市の対応状況（7月27日時点） | 今後の市の対応 | 国・県の主な対応・要請等 |
|-----|--------------------------|--|---------|---|
| | 平 日：9時～20時 土日祝：9時～17時 | を確認 (2) 障害者福祉施設に対する巡回指導 ・3/31より1巡目の巡回を実施。高齢者施設への巡回で培ったノウハウを活かし、市内167か所の（通所・入所）施設を巡回しチェックリストによる感染予防対策の確認・現状把握を実施 ・5/11より2巡目の巡回を開始。利用者へのサービス提供等施設の運営状況を確認 (3) 啓発広報 ・高齢者サービス事業所、医療機関、商業施設、公共施設でチラシ配布（掲示） ・公共施設等にポスター掲示 ・民生委員による要配慮者高齢者へ手渡し配布 ・自治会・町内会掲示板へのポスター掲示 (4) 要配慮者に対する配慮 ・要配慮者等からの相談及び検査、診察時の配慮について帰国者・接触者外来に協力を依頼（3/26） ・帰国者・接触者外来での聴覚障害者の受診の支援として、タブレットによる手話通訳を開始（3/26） ・高齢・障害相談ダイヤルの設置 ・登録手話通訳者へフェイスシールドを送付（5/21） (5) 介護・障害サービス継続支援（7/1～） ・緊急事態宣言以降、感染予防対策を行いながら、事業を継続した介護・障害福祉サービス事業者に補助金を交付 ・介護・障害福祉サービスの事業所で感染者が発生した場合等に、代替サービスの提供や、感染防止に係る経費を補助 ・情報・コミュニケーション支援を要する障害者等への情報提供を行うためタブレット端末を追加整備 ・家族が感染した高齢者、障害者に対してショートステイの受け入れや自宅訪問介護を行うなど、生活維持に協力する事業者に対して補助金を交付 | | 染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを整備する。 ・高齢者、障害者等の施設に勤務し、感染症対策に対応した従事者に対し、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金を支給する。 ○医療用マスク・防護服等の確保（国） ・感染が発生した社会福祉施設等に対する防護服等の支援として、サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールドをそれぞれ100万枚程度購入予定 ・すべての社会福祉施設等への支援としてマスクを購入第1弾として本市は6月に約98,000枚の布マスクを配布。以降も順次配布予定。 |

本市の対応状況について

| 区分 | 対策 | 市の対応状況（7月27日時点） | 今後の市の対応 | 国・県の主な対応・要請等 |
|------|-----------------|---|---|---|
| 喫煙対策 | 感染防止のための喫煙対策 | <p>（現在の対応状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙者の重症化リスクの軽減及び喫煙所内での利用者間の濃厚接触の防止等を目的として、市内に設置した駅前喫煙所（全9か所）を7月31日（金）まで閉鎖 ・合わせて市役所に設置している喫煙所（全3か所）も7月31日（金）まで閉鎖 ・市ホームページで広報（3/25） ・喫煙所閉所お知らせチラシの掲示（3/26） | <p>（今後実施する項目・課題等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に設置した駅前喫煙所（全9か所）は、8月1日（土）以降も閉鎖を継続し、駅ごとの設置を1か所に統合（全5か所）した上で、8月下旬から順次再開する。 ・再開にあたり、受動喫煙を防止するための設備改修を行い、感染拡大防止のための利用上のルールを設ける。 ・市役所に設置している喫煙所（全3か所）については、当面の間、閉鎖を継続するが、駅前喫煙所の再開状況により、あらためて検討する。 | |
| 学校等 | 幼、小、中、高校等の休業・再開 | <p>（現在の対応状況）</p> <p>（1）市立学校園（幼、小、中、養護学校、市立高校）</p> <p>【再開に向けた衛生環境等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼・小・中学校、養護学校、市立高校の児童生徒、本務教職員、幼稚園教員に市で製作した布製マスクを配布（5/20） ・小・中学校、養護学校、市立高校の児童生徒用に市民、企業から受贈した一般用マスクを配布（5/22～5/27） ・除菌作業用電解次亜水を各学校に配布（5/27～6/1） ・小学校に水道蛇口を増設（朝霧、人丸、沢池、藤江、大久保、大久保南、山手、魚住、錦浦、清水） ・中学校に水道蛇口を増設（大久保、大久保北、魚住） ・児童生徒の自殺予防研修用のDVD（教職員研修用）を作成し、小・中学校に配付 ・臨時休業明けの生徒指導にかかる対応について全中学校を訪問し、協議を実施 <p>【登校日の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校は5/25から5/29までの間に学年別に登校可能日を2日設定 ・幼稚園、養護学校、市立高校は5/25から5/29までの間に登校（園）可能日を1日設定 <p>【学校園の再開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼・小・中学校長、養護学校長あて「学校再開に向けての留意点」を送付 ・保護者あて「令和2年6月1日からの学校再開について」を送付 ・小・中学校長あて「臨時休業明けの生徒指導にかかる対応について」を通知 ・臨時休業明けの生徒指導にかかる対応について、全中学校を訪問。 ・市立学校園は6/1より短縮による通常授業（保育）を再開 ・6/1より「もくせい教室」（明石市適応教室）にて、学校に行きにくい児童生徒を受け入れ開始 ・6/1より市立高校で部活動を制限して再開（1日当たり90分以内 活動日数は月～金に2日、土日に1日が上限） | <p>（今後実施する項目・課題等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立幼・小・中学校は夏季休業期間を8/8から8/16までに短縮する。 ・トライやるウィーク等の学校行事については、重点化し、中止や延期、内容の見直しを行う。 <p>・公立幼稚園における感染症対策として、マスクや消毒液、体温計、空気清浄機などの保健衛生用品を国の補助事業により購入する。（6月補正予算に措置済）</p> <p>保育施設、放課後児童クラブについては3月補正により実施済。</p> | <p>○県立学校（県）</p> <p>①教育活動</p> <p>県外で活動する場合は、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。</p> <p>②部活動</p> <p>○感染防止対策を講じた上で、「いきいき運動部活動」、「文化活動に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。</p> <p>○公式試合、練習試合、合同練習・合宿については、感染防止対策を講じた上で、実施する。特に、県外で活動する場合は、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。</p> <p>③心のケア</p> <p>きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心の健康問題に適切に対応する。</p> <p>④熱中症対策</p> <p>エアコンの利用など教室内も含め、適切な温度管理に十分留意する。</p> <p>○県内大学（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業の要請を5/16に解除 ・対面授業・課外活動等を再開する際は、感染防止対策の徹底を要請 <p>○高専、私立学校（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置者に対して、県立学校の方針を周知 |

本市の対応状況について

| 区 分 | 対 策 | 市の対応状況（7月27日時点） | 今後の市の対応 | 国・県の主な対応・要請等 |
|-----|-------------------------|--|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・6/3より小・中学校で給食を開始（小1は6/8から）。午後の授業も始まり完全な通常授業が再開 ・6/3より中学校で部活動を再開（運動不足やストレス解消を目的に1時間以内で） ・6/15より明石商業高校で部活動の活動日数と活動時間の制限を撤廃し活動を再開 ・6/22より中学校部活動の活動時間を拡大（平日2時間程度、休日3時間程度で行う） ・7/1より幼稚園で午後保育（弁当日）を開始 ・7/10より中学校部活動の市内での公式試合の実施・参加を容認 ・臨時休業明けの生徒指導上の問題点や児童の心理面について、指導主事と主任スクールカウンセラーが全小学校を訪問し、対応を助言（6/17～6/24） ・7/25、7/26に市中学校総合体育大会の代替となる市中学校種目別大会を開催（7/25は警報発令のため順延、7/26は雨天のため一部順延、8/1、8/8に予備日として残りの試合を実施予定） <p>(2) 保育園、放課後児童クラブ、幼稚園預り保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園、放課後児童クラブ、預かり保育は、4/18から実施の特別保育を5/24に解除。家庭保育の協力要請期間を経て、6/1から通常保育、通常育成を再開 ・放課後児童クラブは、学校の臨時休業期間は一日育成を実施。臨時で利用する児童も受入れ ・放課後児童クラブの3月～5月分の保護者負担金を一律無料化 ・保育あんしんダイヤルによる相談（新型コロナ関連92件、7/27受付分迄） | | <p>○保育所（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業実施を要請 |
| | <p>学校休校中の学習支援と心身のケア</p> | <p>(現在の対応状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童生徒に対して、新年度、人間関係、学習の遅れや虐待などの不安を解消するため、ICT環境がなくても有効な双方向コミュニケーションツールである郵便を活用した学習支援と心身の状態に関する相談支援を実施 <p>(1回目) 5/13～5/15の間に市立小・中・養・高の各家庭に発送し、順次各家庭からの課題等の提出物を各学校で受領</p> <p>(2回目) 5/20～5/28の間に市立小・中・養・高の各家庭に発送し、順次各家庭からの課題等の提出物を各学校で受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休校中の児童・生徒の学習支援のため、インターネット配信型教材を活用（小学校・中学校・養護学校） | <p>(今後実施する項目・課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校、養護学校において、児童・生徒1人につき1台のタブレット端末を整備する。 | |

本市の対応状況について

| 区分 | 対策 | 市の対応状況（7月27日時点） | 今後の市の対応 | 国・県の主な対応・要請等 |
|-------|-------------------------------------|---|--|---|
| 公共施設 | 施設の状態、利用者の人数、年齢層などに応じ、開閉館、事業の中止等を判断 | <p>（現在の対応状況）</p> <p>5/20より市内公共施設を順次再開</p> <p>《5月20日から再開した主な施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> あかし市民図書館、西部図書館 貸出・返却等のみの部分開館（利用制限あり）、6月1日より通常開館 ※学習室等は減席 絵本の宅配便（4月25日～） 図書館の臨時休館中、市内在住の未就学児を対象に、希望された絵本や図書館職員が選んだ絵本（最大5冊）をご自宅に無料で配送（5月19日までに750件の申し込み、3,742冊の絵本を配送） 天文科学館 14F展望室のみ一部開館、6月2日より全館開館 文化博物館 大蔵海岸多目的広場 海浜公園屋外運動施設 魚住北公園屋外運動施設 <p>《5月23日から再開した主な施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民会館、勤労福祉会館、サンライフ明石 ウィズあかし、コミュニティセンター、厚生館 明石中央体育会館 海浜公園屋内競技場 花と緑の学習園図書コーナー 少年自然の家（管理宿泊棟以外） 子育て支援センター <p>《6月2日から再開した主な施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> あかしこども広場（親子交流スペース・ユーススペース） <p>《7月15日から開場した施設（8月31日まで）》</p> <ul style="list-style-type: none"> 明石海浜プール <p>《7月23日から運営した施設（8月16日まで）》</p> <ul style="list-style-type: none"> 大蔵海岸ファミリーゾーン <p>《7月31日まで中止を継続している主な施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者ふれあいの里 | <p>（今後実施する項目・課題等）</p> <ul style="list-style-type: none"> あかし市民広場で既に予約が入っている催しやイベント等については、8月から感染症対策を行った上で実施する。 大蔵海岸多目的広場、明石中央体育館、海浜公園屋内競技場は更衣室の人数制限を継続する。 海浜公園屋外運動施設、魚住北公園屋外運動施設については更衣室の使用禁止を継続する。 あかねが丘学園は、密とならないようカリキュラムや一部場所を変更し9月から再開予定。 高齢者ふれあいの里 8月1日から利用者の検温、マスク着用など、感染症対策を取った上で再開予定（一部利用制限あり） | <p>○社会教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立施設については、感染防止対策を実施した上で順次開館 |
| イベント等 | | <p>（現在の対応状況）</p> <p>(1) 6/1以降のイベント等については、県の基準を目安に開催の可否を判断実施にあたっては、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避を基本に身体的距離の確保、マスクの着用等の感染防止対策を徹底</p> | <p>（今後実施する項目・課題等）</p> <p>8月9日（日）に民間保育所・認定こども園就職フェア in 明石（保育士就職相談会）を、感染症対策を実施した上であかし市民広場で開催予定（参加予定者数180人）</p> | <p>○外出自粛要請（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> 発熱等の症状がある場合は、外出を控えること。 特に、高齢者や基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛すること。 東京都など感染が再拡大している地域への不要不急の移動を自粛すること。 特に、若者やグループは、接待を伴う飲食店及び酒類の |

本市の対応状況について

資料 3

| 区 分 | 対 策 | 市の対応状況（7月27日時点） | 今後の市の対応 | 国・県の主な対応・要請等 |
|-----|-----|---|---------|---|
| | | <p><開催の目安（県）> (7/10～8/31 まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内：参加人数 5,000 人以下、かつ定員の半分以下の参加人数 ・屋外：参加人数 5,000 人以下、かつ人との距離を十分に確保 <p>(2) バーベキューの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月23日から林崎海岸等のバーベキュー可能エリアの使用を再開（4月29日～5月22日使用中止） | | <p>提供を行う飲食店等の利用を控えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策がなされていない施設への出入りを自粛すること。 ・ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店への出入りを自粛すること。 ・大人数での会食や飲み会、大声での会話、回し飲みを避けること。 ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること。 ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進 <p>○クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用を要請</p> <p>○新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を要請</p> <p>○イベントの開催自粛要請等（～8月31日）（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的・広域的な祭り、野外フェス等は、中止又は延期を要請 ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請 ・催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請 ・イベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件等について県対策本事務局との事前相談をするように要請 ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請 ・店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請 <p>○観光振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6/19からWelcome to Hyogoキャンペーンを展開し、旅行市場の回復段階に応じ需要を喚起 |

本市の対応状況について

| 区 分 | 対 策 | 市の対応状況（7月27日時点） | 今後の市の対応 | 国・県の主な対応・要請等 |
|------|--|--|---|--|
| 生活支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急小口資金・総合支援資金 ・各種公共料金の免除 ・大学等学費の貸付 ・児童（扶養）手当 ・サポート利用券 | <p>（現在の対応状況）</p> <p>(1) 生活費の貸付相談を明石市社会福祉協議会で受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業や失業等で悩まれている方へ生活資金の特例貸付を実施 <p>緊急小口資金：緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額費用を貸付</p> <p>総合支援資金：生活再建までの間に必要な生活費用を貸付</p> <p>緊急生活支援金：県社会福祉協議会の資金貸付を受けられない世帯に生活維持、再建のための資金を貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ相談件数：4,138件（7/27受付分迄） ・延べ申請件数：1,463件（緊急小口資金：979件 総合支援資金：467件 緊急生活支援金：17件）（7/27受付分迄） <p>※緊急生活支援金の受付は5月31日迄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉課と社協の生活困窮者事務の相談窓口を一体化し、相談体制を強化 <p>(2) 各種手続き費用や公共料金の免除・支払期限延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し、印鑑登録証明書発行にかかる手数料・郵送料を免除（5/1～5/31） ・所得証明書、納税証明書、市税完納証明書、固定資産証明書にかかる手数料・郵送料を免除（5/1～5/31） ・市税の納付期限延長（R2年度1期納付期限を2か月延長） ・国民健康保険料 <p>R2.2～R3.3までの国民健康保険料の免除（※収入減少等一定の要件有）</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者等に対する傷病手当金の支給（※被用者等一定の要件有）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料 <p>R2.2～R3.3納期限（特別徴収の場合は年金給付の支払日）の介護保険料の減免、申出により最大6か月の徴収猶予</p> <p>収入が下がり利用者負担額の負担が困難な場合、居宅介護サービス費等の給付割合の特例を適用し利用者負担額を減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道使用料及び下水道使用料の支払いが困難な場合は、支払期限の延長に応じる。 ・全市民の水道使用料の基本料金を6か月分免除（使用者の手続きは不要） <p>(3) 児童扶養手当受給者に対する緊急支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校園の臨時休業に伴うひとり親世帯の生活支援のため、児童扶養手当受給者へ1世帯あたり現金5万円を上乗せ支給（5月） | <p>（今後実施する項目・課題等）</p> <p>(8) 生活見守りサポート利用券交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活におけるさらなる支援策として見守りが必要な非課税世帯員を対象に、食料品、日用品の購入やタクシー乗車に利用できる利用券を交付する。 ・利用券の送付と併せて、生活におけるお困りごとを相談いただく返信用ハガキを同封することで、問題が複雑化、困難化する前に、お困りごとを抱えた方に対して包括的かつ継続的な支援に繋げる。 <p>○対象：市内在住の非課税世帯員約47,000人</p> <p>○交付額：5,000円/1人あたり</p> <p>○期間：9/1から12/31（予定）</p> <p>(15) こども総合支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ事業における感染予防策を継続して実施する。 ・テイクアウト・デリバリーこども食堂について、未実施の小学校区のこども食堂等を支援していく。 <p>(16) あかし高校進学応援プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての意思あるこどもたちが、親の意向や経済的状況に依拠せず、自らの意思で安心して夢に向かうことができるよう、新たに高等学校進学に向けた給付型奨学金を創設し、あわせて学習・生活のサポートを行う。 ・対象者：高等学校への進学の意味がある者で、経済的な理由など家庭環境により進学できない者（30名を予定） ・内容：①給付型奨学金（入学準備金：30万円、在学時支援金：1万円/月～原則3年間） ②学習支援サポート（学習支援・学校生活支援） <p>(17) 赤ちゃん応援給付金支給事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金の基準日の翌日以降に生まれた新生児を対象に給付金を支給するとともに、養育状況を確認し子育て支援サービスの提供や見守りを行う。 ・対象者：2020/4/28～2021/4/1に生まれた新生児の保護者（申請時点で住民登録のある者） ・内容：①給付金：10万円/新生児1人 ②給付金申請時に養育状況に関するアンケート調査を行い、必要に応じた支援を行う。 | <p>○学生への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生支援緊急給付金（国） 住民税非課税世帯：20万円、左記以外：10万円 ・兵庫県私費外国人留学生奨学金（月3万円） <p>○子育て世帯への臨時特別給付金（国）（1万円/児童1人）</p> <p>①R2.4月分の児童手当受給者</p> <p>②R2.3月分の児童手当受給者のうち、対象児童が4月から新高校1年生になっている場合</p> <p>○税制上の特例措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予制度の特例 ・住宅ローン控除の提供要件の弾力化 ・自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減の延長 ・耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例の適用要件の弾力化 ・自動車税種別割・法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進 <p>○ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金（県）</p> <p>○後期高齢者医療制度（県後期高齢者医療広域連合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.2～R3.3までの保険料の免除（※収入減少等一定の要件有） ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給（※被用者等一定の要件有） <p>○家計急変世帯のための高校生等奨学給付金制度（給付型）の創設（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症等の影響で保護者が失職するなど家計急変により収入が激減し、低所得者となった世帯に対する新たな高校生等奨学給付金制度 |

本市の対応状況について

| 区 分 | 対 策 | 市の対応状況（7月27日時点） | 今後の市の対応 | 国・県の主な対応・要請等 |
|-----|-----|--|---------|--------------|
| | | <p>(4) 市立高校での家計急変世帯のための高校生等奨学給付金制度（給付型）の申請受付（6/1～）</p> <p>(5) 学業資金貸付（5/1～） 家計が苦しくなったり、アルバイトの収入が激減して学費が払えない大学生・大学院生・専門学校生・高専生・定時制高校生・通信制高校生等に、R2年度前期分の学費として最大100万円を無利子・無担保で貸付（7月から納期限要件を撤廃）</p> <ul style="list-style-type: none"> 延べ相談件数：186件（7/27受付分迄） 延べ受付件数：113件 延べ貸付件数：102件、延べ貸付金額：55,983,386円 <p>(6) 特別定額給付金の申請受付及び給付（7/27時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請数 136,175世帯（全世帯の97.5%） <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯（4/28～5/22） 290世帯 ※申請受付期間終了 オンライン（5/8～） 3,563世帯 ※申請締切：8/28 郵 送（5/28～） 132,322世帯 ※申請締切：8/28 給付数 135,152世帯（全世帯の96.8%） <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯 5/1～6/5にかけて給付 オンライン分 5/28以降、順次給付 郵 送 分 6/9以上、順次給付 県社協 生活福祉資金の貸付利用世帯への早期給付（5/1・5/12・5/28・6/5）案内送付：308世帯、申請受付：290世帯、給付額：72,300,000円（最終） <p>(7) こども総合支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ショートステイ事業における感染予防策の実施 テイクアウト・デリバリーこども食堂 <ul style="list-style-type: none"> こども食堂による実施 13か所 飲食店による実施 19か所 <p>(8) 高齢者・障害者への「サポート利用券」交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言発令下の日常生活に係る緊急対策として、出前（宅配）や通院に使えるタクシーのサービスが受けられる利用券（1万円分）を交付 7月1日より、利用可能店舗にお持ち帰り（テイクアウト）や店内での飲食や青果店・精肉店など飲食できるものを取り扱う店舗を追加 対象者：70歳以上の高齢者、69歳以下の障害者手帳所有者 利用期間：6/1～12/31 5/27に「緊急アンケート」を同封し発送。アンケートは、お困りごとや心配ごとへの対応に繋げる | | |

本市の対応状況について

| 区 分 | 対 策 | 市の対応状況（7月27日時点） | 今後の市の対応 | 国・県の主な対応・要請等 |
|-----|-----|---|---------|--------------|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・7月22日より、「あかし3割おトク券」が使える店舗でもサポート利用券が利用可能 (9) 子育て世帯への臨時特別給付金（国）の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・1万円/児童1人 ・対象者 <ul style="list-style-type: none"> ①R2.4月分の児童手当受給者 ②R2.3月分の児童手当受給者のうち、対象児童が4月から新高校1年生になっている場合等 ・5/25に案内通知送付 ・口座振替による支給（6/12） (10) 児童手当受給者に対する緊急支援給付金（市）の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・1万円/世帯 ・対象者 <ul style="list-style-type: none"> 国の「子育て世帯への臨時特別給付金」を明石市から支給される方で4月30日現在、下記のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①明石市在住 ②児童手当の対象児童を引き続き監護している方 ③公務員でない方 ・口座振替による支給（6/12） (11) ひとり親世帯への臨時特別給付金（国）の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・（基本給付）5万円/世帯（第2子以降1人につき3万円加算） ・（追加給付）5万円/世帯 ・対象者 <ul style="list-style-type: none"> （基本給付） <ul style="list-style-type: none"> ①R2年6月分の児童扶養手当受給者（申請不要） ②公的年金給付等受給者でH30年度の収入が基準額を下回る者 ③家計急変者でR2年2月以降の任意の1か月の収入が基準額を下回る者 （追加給付） <ul style="list-style-type: none"> 上記①②の対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大きく減少した者 ・口座振替による支給（7/21）※基本給付の対象者①と追加給付 ・申請後、随時口座振替による支給 ※基本給付の対象者②③と追加給付 (12) こどもの養育費緊急支援 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの支援のため、市が養育費を支払わない義務者に働きかけ、応じな | | |

本市の対応状況について

| 区 分 | 対 策 | 市の対応状況（7月27日時点） | 今後の市の対応 | 国・県の主な対応・要請等 |
|------|--|---|----------------|---|
| | | <p>い場合に市が1か月分（上限5万円）に限り立替払いをした上で、義務者に催促を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者：養育費の債務名義がある市内在住のこども 受付期間：R2年7月1日～8月31日まで <p>(13) 外出自粛支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅待機する軽症者に対する支援 海外帰国者全員の健康チェックと自宅待機への支援 <p>帰国した市民に対して、必ずあかし保健所に連絡するように要請</p> <p>自宅待機のための支援として、14日分のマスクと支援金10,000円を支給</p> <p>(14) 「あかし3割おトク商品券」事業（7/1～）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな打撃を受けた商店街を中心とする地域経済の回復を目指し、需要喚起の一環として商品券を発行 県市合同の20%のプレミアム分に加え、市単独でさらに10%を上乗せ。魅力を高め、地元での購買を促進することで早期に地域経済振興を図る 1セット（500円券×13枚）6,500円分を5,000円で販売。1人3冊まで 使用可能期間は7/22～9/22 <p>25商店街 約500店舗で利用可</p> <p>オンライン、郵送での購入予約 予約期間7/1～15 引き換え期間7/20、21（市内7か所）</p> <p>予約受付商品券冊数 60,000冊（オンライン40,000冊、郵送20,000冊）</p> <p>当日販売 7/22～24 商店街22か所で直接販売</p> | | |
| 企業支援 | <ul style="list-style-type: none"> 中小企業融資制度 中小企業等緊急相談窓口 個人商店等緊急支援 休業要請者経営継続支援 持続化給付金 家賃支援給付金 | <p>(現在の対応状況)</p> <p>(1) 中小企業融資制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業融資制度による対応・新型コロナウイルス対策貸付制度（2/25～）の開始にあたり、市内の銀行に対して制度について周知するとともに、企業等への適切な対応を依頼 <p>(2) 中小企業等緊急相談窓口を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 4/1から7/31まで開設 融資・労務関係等の相談を受付し、実務機関へ円滑・迅速に取次 <p>融資関係：信用保証の拡大、特別貸付危機対応融資、テレワーク導入支援、ものづくり補助、IT導入補助等</p> <p>認定書の延べ受付件数 セーフティネット保証4号560件、5号114件、危機関連保証558件（7/22受付分迄）</p> <p>労務関係：小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援助成、雇用調整助成金</p> | (今後実施する項目・課題等) | <p>【金融面の対応】</p> <p>○事業活動への支援等（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> セーフティネット保証4号（突発的災害）を運用開始（3/2）（国） 中小企業融資制度（国） 雇用調整助成金の特例措置の拡充（国） 時間外労働等改善助成金の特例（国） 地方公共団体の調達における対応（国） 官公需における中小企業への配慮（国） <p>○事業活動への支援等（県）</p> <p>①中小企業融資制度による資金繰り支援（6つ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対応資金（無利子・無保証料） 新型コロナウイルス感染症保証料応援資金 経営活性化資金 借換貸付 |

本市の対応状況について

| 区 分 | 対 策 | 市の対応状況（7月27日時点） | 今後の市の対応 | 国・県の主な対応・要請等 |
|-----|---------------------------|---|----------------|--|
| | | <p>(3) 個人商店等への緊急支援を実施（4/21～5/31） 休業等に伴い事業の継続が困難になる個人商店等に対し、緊急の家賃融資を実施（市は産業振興財団を補助） 家賃月額が50万円以下の事業者を対象に、100万円を上限に融資（無利子、無担保。返還3年。措置1年） ・延べ電話予約件数：311件（最終） ・延べ申請受付件数：585件（最終） ・延べ貸付金額：179,566千円（最終）</p> <p>(4) 休業要請者経営継続支援事業費（県2/3 市1/3負担） ①4月15日から5月6日までの間の休業要請等に応じて頂いた事業者を対象に、4月の売上が前年同月比で50%以上減少し、事業を休業している中小法人（100万円）及び個人事業主（50万円）に対し給付（給付主体は県） 旅館・ホテル等は中小法人30万円、個人事業主15万円を給付（4/28～7/7） ②5月7日以降の休業要請等に応じて頂いた事業者を対象に、中小法人（30万円）及び個人事業主（15万円）に対し追加給付。旅館・ホテル等は中小法人10万円、個人事業主5万円を追加給付（県から7月下旬以降に追加支給の申請書を対象者に郵送する予定）</p> <p>(5) 持続化給付金（5/1～郵送・インターネットによる受付開始） 感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給 中小法人等は最大200万円、個人事業者等は最大100万円を給付 5/22から国が商工会議所7階に申請サポート会場を設け、電子申請が困難な事業者のために予約制で申請を補助</p> <p>(6) 家賃支援給付金（7/14～インターネットによる受付開始） 5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給。中小法人等は最大600万円、個人事業者等は最大300万円を給付 7/22から国が商工会議所6階に申請サポート会場を設け、電子申請が困難な事業者のために予約制で申請を補助</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・危機対応貸付 ・新型コロナウイルス対策貸付 <p>②事業の継続を支える支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業要請事業者経営継続支援事業 ・持続化給付金の活用 ・家賃支援給付金の活用 ・雇用調整助成金の活用 ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（仮称）の活用 ・中小企業のための特別相談窓口の設置 <p>③ポストコロナを見据えた事業展開への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業事業再開支援金 ・収束後における地域経済の活性化 ・新たなワークスタイルの推進 <p>④生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築</p> |
| 条例 | ・新型コロナウイルス対策にかかわる条例の制定・施行 | <p>(現在の対応状況)</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金の設置（5/8） ※寄附受領：789件 26,632,111円（7/22現在）</p> | (今後実施する項目・課題等) | |